

## 震災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、今日で早くも3年4カ月となりました。

これまで、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめ、特別な財政支援の枠組みを整備していただいたほか、中小企業等グループ施設等復旧整備事業など、震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただき、本県においても被災者の生活再建及び産業の復興に向け、県民一丸となり着実に歩みを進めているところです。

しかしながら、復旧・復興事業が本格化するなか、膨大な事業に携わる自治体職員が依然不足しているほか、資材や労務単価の高騰による入札不調などにより事業の進捗に支障を来すなど、被災地においては、時間の経過に関わらず、様々な課題を抱えており、対応に苦慮しています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しては、昨年9月、深刻の度を増す放射能汚染水への対策について、国が前面に立ち、主導的な役割を担う旨表明されたところですが、その後も人的過誤などに起因する汚染水の度重なる漏洩が取り沙汰されており、日々増加を続ける汚染水そのものについても、未だ根本的な対策が講じられないなど、依然として大変厳しい状況にあり、県民に大きな不安を与えています。さらに、放射能汚染による農林水産物の出荷制限に伴う実害のほか、県内産業は依然として原発事故に起因する風評による深刻な被害を被っており、このことが本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。

このような様々な困難の解消は、本県が真に震災からの復旧・復興を成し遂げるうえで不可欠であり、国による更なる財政支援に加え、各種の規制緩和、一層の人的支援など、長期にわたる特例的な支援を要するほか、特に原発事故に関し、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求められます。

つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題としていただき、現在の特例的な財政支援の継続及び可能な限りの拡充はもとより、復旧・復興に係る各種制度などについて、被災地の実態に即し改善、拡充を図るほか、原発事故への対応について、国の責任の下、確実な対策が講じられるよう、別添のとおり要望いたします。



## 要 望 項 目

### 1 復旧・復興関連予算の確保

#### (1) 集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続

震災からの復旧・復興事業に関しては、これまで東日本大震災復興交付金をはじめ、被災した自治体への特例的な財政援助の枠組みを整備していただいたほか、昨年1月には集中復興期間の予算枠について増額の見直しをいただくなど、これまで特段の配慮をいただき大変感謝しているところです。

しかしながら、特に沿岸部の被災市町においては、復旧・復興事業に従事する職員の不足や地元との合意形成、用地取得に時間を要するなどの要因により、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業など、復興まちづくりや住まいの確保に関する事業を中心に遅れが生じるものと想定されます。試算によると、集中復興期間終了後の平成28年度以降においても、県及び被災市町合わせて、約2兆5千億円にのぼる多額の事業費を要する状況となっています。また、「東日本大震災からの復興の基本方針」をはじめ、本県の「宮城県震災復興計画」や被災市町が策定している震災復興計画においても、概ね復興期間を10年間としているところであり、津波による甚大な被害を被った沿岸の自治体を中心に、震災からの復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な財政支援を要します。

つきましては、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるよう、平成27年度までとされている集中復興期間について、復旧・復興の進捗状況に即し、期間を延長するよう求めます。

さらに、当該期間必要となる特例的な財政支援についても、可能な限り拡充のうえ、延長される集中復興期間に合わせて継続するよう求めるとともに、来年度以降の復旧・復興事業に支障が生じないよう、特例的支援の継続の方針をできるだけ早期に明示されるよう求めます。

#### (2) 平成27年度における予算確保

東日本大震災の復興予算については、これまで概算要求において上限を設けず、必要額を要求できることとされてきたところですが、被災地においては、特に防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業など、復興まちづくりの根幹に関わる様々な事業が本格化しているところであり、その確実な進捗のため、十分な予算の

確保が求められます。

つきましては、被災地の復旧・復興の進捗に支障を来すことがないように、平成 27 年度における復興予算においても、引き続き被災地の復旧・復興の実態に即し、必要額の確保について、最大限配慮されるよう求めます。

## 2 東日本大震災復興交付金事業の継続及び弾力的な運用

### (1) 平成 28 年度以降の制度継続

復興交付金制度による各種事業は、地方負担を極力抑え被災自治体の復興を支援するものであり、被災地のまちづくりや産業の復興を成し遂げるうえで中心的な事業となっています。しかし、事業に係る計画期間が平成 27 年度までとされており、特に津波による甚大な被害を被った沿岸部の被災自治体においては、早期の事業着手が難しく、当該年限までの事業の実施が困難となる事例が生じることが強く懸念されています。

つきましては、すべての被災自治体が復興を成し遂げられるよう、復興の進捗状況に即して、平成 28 年度以降の復興交付金制度の枠組みの継続について、早期に明示されるよう求めます。

### (2) 復興交付金による支援の拡充及び弾力的な運用

復興交付金制度については、これまで被災地の実態に即した運用の柔軟化が図られ、被災自治体において、その有用性が高まっているところです。

しかしながら、特に沿岸部の被災自治体においては、地震の影響により地盤沈下した土地の嵩上げを可能とする事業が限られており、事業に該当しない土地の嵩上げの目処が全く立たない箇所が多く残されています。また、土地の嵩上げを可能とする既存事業についても、各種要件の充足が難しく、事業を活用できない事例が散見されます。このことにより、沿岸地域においては、冠水被害等への対応が難しくなっているほか、一体的なまちづくりに支障を来す事例が生じています。

地盤沈下した土地の嵩上げについては、国土保全の観点から、本来国の責任において実施されるべきものとも考えられ、当該制度における支援の拡充や運用の弾力化を更に推進するよう求めます。

### (3) 効果促進事業の一括配分に係る自治体の自由度の一層の向上

効果促進事業における予算の一括配分については、平成 25 年 3 月の復興交付金第 5 次配分決定時に示された運用の柔軟化において、ネガティブリストに該当する事業以

外は基本的に対応が可能となるなど、これまで自治体の自由度の向上が図られてきたところです。

しかしながら、各自治体においては、1事業あたりの上限額の設定などの制約により、依然として活用が進んでいない状況が散見されます。当該制度の有用性をさらに高めるため、要件の見直しや用途の拡大、手続の簡素化など、活用に際して、自治体の自由度の一層の向上を図るよう求めます。

### 3 被災自治体における職員確保に対する支援

沿岸部を中心とする被災自治体においては、膨大な災害復旧事業のほか、復興交付金事業をはじめとする復興事業に係る財源が配分され、平時の予算規模をはるかに上回る事業の執行を要する大変厳しい状況となっています。このような状況に即し、本県及び沿岸部の被災市町に対しては、これまで全国の自治体から多くの職員を派遣していただいたほか、被災市町等においても任期付職員の採用を行うなど、独自に職員の確保に努めてまいりました。

しかしながら、防災集団移転促進事業をはじめ、復興関連事業が本格化するにつれ、用地買収や税務を担当する事務職員のほか、土木、建築等の専門職員の不足が深刻の度を増し、更なる職員の確保が被災自治体にとって喫緊の課題となっています。

つきましては、事務・技術の別を問わず、現場で実務を担当する職員の更なる確保のため、国家公務員及び全国自治体からのより一層の人的支援について、推進・強化するよう求めます。

### 4 被災者の生活・住宅再建に係る支援の拡充

#### (1) 被災者生活再建支援制度の拡充

沿岸部の被災者は、未曾有の被害をもたらした津波により、家屋の全半壊はもとより、家財の多くが流失し、生活基盤に著しい被害を受けています。現行の被災者生活再建支援制度においては、こうした津波災害による被災者についても、他の自然災害と同じ枠組みで基礎支援金及び加算支援金が支給されていますが、特に津波災害においては、被災者の住宅の自立再建について、その被害の甚大さを考慮し、他の自然災害と比して、より手厚い支援を要するものと考えられます。

つきましては、沿岸部における津波被害の甚大さに鑑み、被災者の住宅の自立再建を強力に支援するため、特に加算支援金をはじめとする支援の拡充について、検討されるよう求めます。または、津波災害の特殊性に鑑み、現行制度を見直し、「津波加算金」の枠組みを創設するよう求めます。

## (2) 応急仮設住宅の集約化等に伴う入居者の移転費用に係る支援

応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い、民間賃貸住宅の再契約に当たっての貸し主の不同意や災害公営住宅への入居によるプレハブ仮設住宅の集約化など、入居者の責めによらず、応急仮設住宅間での転居を要する事例が相当程度生じるものと想定されています。こうした、入居者の責めによらない応急仮設住宅間の転居に関し、国による支援制度を創設されるよう求めます。また、やむを得ず市町が移転費用に係る支援を実施した場合、国から市町への特別の財政支援を行うよう求めます。

## 5 被災した鉄道各線の早期復旧への支援

本県沿岸部のJR各線については、津波による甚大な被害を受け、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。鉄道の復旧は、沿岸部の被災市町における復興まちづくりと密接に関わるものであり、復旧の早期実現が望まれますが、安全性に配慮したルートに移設を伴う復旧を行う場合、原状復旧と比して事業費が大幅に増加する試算が示されています。東日本旅客鉄道株式会社は、当該増額経費について、公的な支援を求めています。事業費が多額であり、県及び沿線市町がこれを負担することは極めて困難な状況となっています。また、一部区間においては、仮復旧として、BRT（バス高速輸送システム）が運行されているところですが、被災市町からは鉄道による復旧の実現を望む声が寄せられています。

つきましては、津波による被害の甚大さを考慮し、東日本旅客鉄道株式会社による被災市町の復興まちづくりと一体となった鉄道の復旧に対し、早期実現のため財政的な支援を講じられるよう求めます。また、被災した各線について、鉄道による復旧が実現されるよう、国として同社への働きかけを行うよう求めます。

## 6 被災地の産業再生に対する支援

中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、第10次までの交付決定において、本県で208グループ、3,721事業者が約2,318億円の交付決定を受け、事業再開に向けた取り組みがなされています。

しかしながら、沿岸部においては、土地の嵩上げ工事等の遅れにより、未だ復旧に着手できない被災事業者が多数存在し、こうした被災事業者に対する継続的な支援が必要です。また、平成25年度より対象事業として拡充された商店街型の支援については、高台移転等の市街地整備が今後本格化することとなるため、今後も継続的に需要があるものと推察されます。さらに、これまでの各次交付決定において、多数のグループが認定されたことに

より、被災事業者が後発的にグループを組成することが困難となっています。

このような状況を踏まえ、被災事業者が事業再開のために必要な支援を受けられるよう、平成 27 年度以降においても当該事業を継続的に実施するとともに、グループの組成等の要件について、被災地の実態に即し弾力的に運用するなど、制度の改善を図られるよう求めます。

また、基盤整備の遅れなどに伴い、補助採択を受けたものの事業着手できない事業者が多数存在する状況から、現在手続の簡素化を図ったうえ 2 度の繰越が認められているほか、繰越年度内に完了しない事業については、年度ごとに再交付手続により対応していただいているところですが、事業者が安心して補助事業を実施できるよう、採択済みの補助金について、県が基金化し管理可能とするなどの措置を講じていただくよう求めます。

## 7 海中へ流出した震災ガレキの処理に対する継続的な支援

津波により海中へ流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底びき網漁船等が回収していますが、海中ガレキの位置や総量把握、深い場所にあるガレキの回収は技術的な困難を伴うものであるため、国による技術的な支援が十分になされるよう求めます。また、こうしたガレキは長期にわたり操業中に回収されることが見込まれることから、漁場復旧対策支援事業について、引き続き地方負担に最大限配慮いただいたうえ、平成 27 年度以降も継続するよう求めます。

さらに、回収された海中ガレキについて、既存のクリーンセンターや廃棄物処理業者において処理を行うこととなりますが、当該処理に必要となる費用についても、全額国庫負担とするよう求めます。

## 8 地域医療再生臨時特例基金による支援の充実

地域医療の中核を担う公立病院をはじめ、東日本大震災により甚大な被害を被った医療機関等の復旧については、地域医療再生臨時特例基金を活用し、継続的な支援がなされているところですが、復旧・復興事業の本格化に伴い、労務費や資材の高騰により事業費は増加の一途をたどっており、当初の予定を大幅に上回っています。一方、県及び市町においては、恒常的に厳しい財政状況に加え、震災に伴う税収減なども重なり、不足する事業費の捻出が極めて困難な状況にあり、被災した医療機関の復旧に遅れが生じることが危惧されています。

つきましては、平成 27 年度までの基金設置期限の延長を図るとともに、上記のような厳しい状況を勘案し、特に労務費や資材の高騰などに起因する事業費の増加に対応するための適切な財政措置を講じるよう求めます。

## 9 被災地における復旧・復興事業の施工確保

復旧・復興事業の施工確保対策に関しては、昨年以降、スライド額算定事務の簡素化や自治体における生コンやアスファルトのプラント設置に係る支援など、被災地の実情を酌んだ様々な措置を講じていただいているところです。

しかしながら、復旧・復興事業が本格化するなか、依然として工事入札の不調、不落の問題が完全に解消されず、施工確保に関しては、今なお厳しい状況が続いており、復旧・復興の進捗への影響が強く懸念されます。

つきましては、被災地における復旧・復興事業に関し、実勢価格を反映できる工事費の積算手法が設定されるよう、特に国が示した設計労務単価の3カ月ごとの見直しについて、確実に実施されるよう求めます。また、骨材、捨石、土砂等に関し、国による広域的な調達の仕組みづくりの調整について、早期に実施するよう求めます。

## 10 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

本県は、東京電力福島第一原子力発電所が立地する福島県に隣接し、放射能汚染による農林水産物の出荷制限などの実害のほか、本県産品の買い控えや国内外の旅行者における本県への旅行の忌避など、原発事故に伴う風評による被害が拡大しています。

こうしたなか、県内の生産者、事業者においては、様々な要因から東京電力による迅速かつ十分な賠償を得られず、大変苦慮しているとの声が各方面から寄せられており、東京電力の損害賠償による県内被害者の救済に関しては強い懸念があります。また、風評被害の根源となっている福島第一原子力発電所事故への対応に関しては、昨年9月、放射能汚染水への対策について、国が前面に立ち、主導的な役割を担う旨表明されましたが、その後も人的過誤に起因する汚染水の漏洩など、トラブルが相次ぐ大変厳しい状況にあり、このことが全国の消費者等の不安を煽り、風評被害の拡大を招いています。

つきましては、このような状況を重く受け止め、実害はもとより風評による被害を現に被っているすべての被害者が救済されるよう、以下の各項目について、東京電力への指導を強めるとともに、困難の解消に向け、確実な対策を講じるよう求めます。

### (1) 原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な賠償の実現

#### イ 賠償金の迅速かつ十分な支払について

出荷制限などに伴う実害を含む賠償金の支払率については、昨年以降、生産組合や事業者などとの調整等が進み、一定の進捗が見られるところですが、本県は依然として他県と比して低い状況にあります。本県の農林漁業・食品産業の風評被害について

は、昨年1月、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第三次追補により、救済の道が大きく開かれたところですが、風評被害に係る損害賠償については、生産者、事業者において、請求に向けた手続を進めている最中にあり、今後請求件数及び金額が大幅に増加するものと推察され、更なる支払遅延の発生も懸念されるところです。現に風評による売り上げの減少や取り引きの停止などにより、厳しい経営を強いられている生産者、事業者にとって、賠償金の支払遅延は、経営の圧迫に繋がるものであり、誠に憂慮すべき事態です。

国においては、東京電力に対し、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚させるとともに、賠償金の迅速かつ十分な支払いに向け、必要に応じ社内体制や手続について見直すなど、あらゆる手立てを講じ万全を期すよう、指導を徹底するよう求めます。

#### ロ 請求手続の一層の簡素化について

賠償請求に当たっては、被害の実態を挙証するため、証憑類の提出を要するところですが、生産者、事業者においては、そもそも賠償請求を想定していたものではなく、証憑類の準備に多大な時間と労力を要し、大変苦慮しているとの声が寄せられています。また、時間の経過により、既に証憑類が散逸している場合も多く、賠償請求そのものが困難となる事案も散見されます。特に、生産組合などを介さずに出荷等を行っている生産者、事業者個人による賠償請求においては、この問題が更に顕著であり、賠償請求に至らない潜在的な被害者も多いものと見られています。

以上を踏まえ、国においては、こうした事態を重く受け止め、東京電力に対し、証憑類の提出を求めるに当たっては、請求者の実情を十分に斟酌するとともに、請求者の負担軽減に最大限配慮し、代替資料の活用を積極的に図るなどの柔軟な対応により、賠償手続の一層の簡素化に努めるよう、指導を徹底するよう求めます。

#### ハ 被害の実態に即した損害賠償の実施について

損害賠償に際しては、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針をはじめ、生産組合等との事前協議における合意内容などに則し、対象となる損害について賠償金の支払いが行われているところですが、原発事故に伴う被害は広範にわたっており、これ以外にも様々な損害の実態が明らかになっています。こうした個別の損害について、東京電力は、原発事故との相当因果関係が認められるものについては、個別に賠償に応じる旨表明していますが、生産組合などからは、東京電力の対応が極めて硬直的であり、賠償請求しているにも関わらず、賠償金が一切支払われていない損害類型が複数存在する旨の情報が寄せられています。

生産者、事業者による賠償請求に関しては、基本的にその全てが原発事故に起因するものであり、国においては、東京電力に対し、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚させるとともに、請求者との協議に当たっては、生産者、事業者が被っている損害の実態を十分に斟酌し、賠償金の支払いに向け、真摯かつ柔軟な対応に努めるよう、指導を徹底するよう求めます。

## ニ 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について

県内自治体や生産組合、事業者等においては、風評被害の拡大を防止するため、製品の安全性周知のための自主的な放射能検査の実施、及び検査結果の公表や販売促進のためのイベント企画、広報活動等に精力的に取り組んでおり、これらに要する多額の経費が財政的に大きな負担となっています。

こうした追加的な経費は、全てが原発事故に起因するものであり、国においては、こうした実情を斟酌し、東京電力に対し当該経費の補償を十分に行うよう、指導を徹底するよう求めます。

## (2) 原発事故の早期完全収束の実現

本県産業に係る風評被害の根源である福島第一原子力発電所事故の早期完全収束に向け、東京電力への指導を強めるとともに、国の責任のもと、確実な対策を講じるよう求めます。特に、増加の一途をたどり深刻の度を増す放射能汚染水への対応に関しては、以下の点について確実に実施するよう求めます。

### イ 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な実施

特に、本県水産業が被っている風評被害については、放射能汚染水の海洋への流出に起因するものであり、その収束に向けては、汚染水の海洋流出の懸念を完全に払拭することが急務です。水産業は本県の基幹産業であり、これ以上風評被害の拡大を招く事態は断じて容認できないものです。国においては、放射能汚染水への対策について、東京電力への指導を強めるとともに、国の責任のもと、汚染水に係る抜本対策及び緊急対策を早急かつ確実に実施し、もって汚染水の海洋への流出を完全に阻止するよう求めます。

### ロ 地下水バイパスにおける安全性の確保

緊急対策のうち、地下水バイパスによる汚染水の増加抑制については、原発敷地内で揚水した地下水を海洋に排水するため、特に海産物における風評被害の拡大が強く

懸念されるところです。実施に当たっては、一時貯留タンクに保管し、検査結果が運用目標値未満であることを確認のうえ海洋に排水することとされていますが、安全性の確保に万全を期すことはもとより、風評被害の拡大を阻止するため、揚水した地下水の検査結果及び排水後の周辺海域のモニタリング結果の迅速な公表により、安全が確保されていることを十分に周知するよう求めます。また、地下水バイパスの実施により、万一風評被害が拡大した場合には、これに伴う逸失利益に係る損害賠償を確実に実施するよう、東京電力への指導を徹底するよう求めます。

#### ハ 発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明

これまでの発電所内における度重なるトラブルの発生と当該事象についての東京電力による公表の遅れや不十分な説明により、本県のみならず全国の消費者等において原発事故対応への不信感が増幅し、結果として本県産品や観光業において風評被害が拡大しました。風評被害の払拭に向けては、発電所におけるトラブルの防止はもとより、発生した事象、周辺環境の汚染状況等について、正確な情報を発信し、国民に対し現状についての正しい理解を広めることが肝要です。この点、国においては、東京電力に対し、原発事故の原因者たる責任を自覚させるとともに、風評被害の払拭に向け十分な対策を講じ、説明責任を確実に果たすよう、指導を徹底するよう求めます。

#### (3) 風評被害払拭のためのリスクコミュニケーションの充実、強化

原発事故の完全収束に向けた明確な道筋が未だ見えないことにより、全国の消費者において、実体なき放射能汚染への不安が広がり、検査等の実施により安全性が十分に確保されているにも関わらず、被災地産品の購買を忌避する傾向が依然として強く見られ、風評被害の収束については、憂慮せざるを得ない大変厳しい状況となっています。特に、食品を中心とする産品の風評被害の払拭に向けては、全国の消費者において、食品と放射能に関する正しい知識の涵養が図られることが最も効果的であると考えられます。この点、昨年以降、消費者庁を中心に、食品と放射能に関する消費者理解増進のため、全国において消費者などを対象としたリスクコミュニケーション等に重点的に取り組んでいただいているところですが、国においては、被災地産品における風評被害の早期払拭に向け、各省庁間の連携はもとより流通、小売りをはじめとする民間事業者等との連携をさらに強め、リスクコミュニケーション等の更なる充実、強化を図るよう求めます。

#### (4) 放射性物質汚染廃棄物の処理

本県は、東京電力福島第一原子力発電所が立地する福島県に隣接しており、原発事故の発生に伴い、放射性物質が県内に飛散したため、稲わらや牧草など大量の放射性物質汚染廃棄物が発生し、これらの処理が喫緊の課題となっています。

特に、8,000Bq/kg を超える指定廃棄物については、国の責任の下、最終処分場を建設し、処理を実施することとされており、本年1月20日には、最終処分場の建設に関し、県内3カ所の詳細調査候補地が示されたところですが、候補地を抱える3自治体においては、候補地の提示以降、処分場設置に反対する住民運動が活発化し、当該3市町議会においても処分場建設に反対する意見書が可決されるなど、住民に強い不安と様々な懸念をもたらしています。このような現状においては、3自治体は足並みをそろえることができず、詳細調査にも着手できない大変厳しい状況にあります。一方、県内の各自治体においては、大量の指定廃棄物が長期にわたって一時保管されていますが、これら指定廃棄物の早期撤去と処理が急務となっており、一日も早い解決が望まれているところです。

放射性物質汚染廃棄物の処理に関しては、本来、原発事故の原因者たる東京電力と国の責めに帰すべき問題であり、国においては、こうした現状を重く受け止め、最終処分場等の設置を含む指定廃棄物の処理に関しては、関係各方面への丁寧な説明により、合意形成を十分に図り、早期の実施に向け万全を期すよう求めます。

さらに、8,000Bq/kg 以下の農業系廃棄物などについては、地域住民の合意が得られないなどの要因から、自治体における処理がほとんど進んでおらず、保管がひっ迫する大変厳しい状況にあります。このため、農業系廃棄物処理加速化事業の実施期間について、平成27年度以降まで延長するよう求めます。また、一部自治体においては、処理の推進に向け、独自に実証実験等を実施し処理方法を模索していますが、こうした取組や一時保管に係る経費についても補助対象となるよう、事業を拡充するよう求めます。